

◎配偶者の所得がわかる資料

配偶者控除、配偶者特別控除を受ける場合、配偶者の源泉徴収票など。
 (配偶者特別控除について、配偶者の所得金額が133万円まで受けられます。ただし、納税義務者の所得が1,000万円を超える場合は、配偶者の所得に関わらず配偶者控除も配偶者特別控除も受けられません)

◎印鑑 ◎預貯金通帳 (還付がある場合)

【注 意】 ○事業所得・不動産所得がある方は必ず作成済みの収支内訳書 (青色の場合は青色申告決算書) を持参してください。作成されていない場合は、受け付けできません。

○医療費控除がある場合は、必ず作成済みの医療費の明細書を持参してください。作成されていない場合は、受け付けできません。(明細書用紙は役場税務課窓口、出張所で配布します)

※所得税法の専門知識が必要な事業所得や山林所得、土地・建物・株式などの譲渡所得は、苫小牧税務署 (苫小牧市労働福祉センター) で申告してください。

町民税・道民税の申告がないと、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料が正しく算定されなかったり、各種所得証明書などの発行ができない場合があります。詳しくは下記までお問い合わせしてください。

問い合わせ先：税務課 住民税グループ ☎82-2659

知っていますか？ 成年後見制度

成年後見制度は、認知症や知的障がいなどによって判断能力が不十分な人が、経済的な不利益を受けるなど、生活上の不自由さを解消するために、「成年後見人」などの支援者が法律行為を支援する制度です。

——— 成年後見制度には「法定後見制度」と「任意後見制度」の二つの制度があります ———

【法定後見制度】 本人の判断能力が不十分な人に対する制度です。判断能力の程度により、下記の三つに区分されています。

後見 → 常に判断能力が欠けている

成年後見人：すべての法律行為を行えます。

保佐 → 判断能力が著しく不十分

保 佐 人：法理上に定められた重要な行為の同意権が付与されます。

補助 → 判断能力が不十分

補 助 人：申し立ての範囲内で家庭裁判所が定める法律行為を行えます。

【任意後見制度】 判断能力がある人のための制度です。判断能力の低下に備え、支援者や支援内容を自分自身で決めることができます。本人の判断能力が不十分になった場合に、任意後見人が任意後見監督人の下、本人と契約で定めた行為を行います。

——— 「成年後見人」などの支援者はどんなことをしてくれるの？ ———

「財産管理」と「身上の監護」について支援を行います。また、「成年後見人」などの支援者は、本人が単独で行ってしまった契約を取り消したり、本人に代わって法的な契約締結などを行ったりすることができます。

財産管理とは

- ・ 預貯金の管理
- ・ 税金、水道光熱費などの支払い
- ・ 不動産などの管理
- ・ 遺産分割 など



身上の監護とは

- ・ 介護、福祉サービス利用の手続き
- ・ 施設への入退所の手続き、費用支払い
- ・ 医療機関の受診に関する手続き
- ・ 遺産分割 など



町は、成年後見制度に関するパンフレットの配布や相談支援を行っています。

裁判所への申し立てに必要な書類や費用は、札幌家庭裁判所のホームページで確認できます。

相談・問い合わせ先：高齢者に関すること → 高齢者介護課 (町地域包括支援センター) ☎82-5560
 障がい者に関すること → 健康福祉課 福祉支援グループ ☎82-5541

白寿

祝長寿 おめでとうございます 兼松シズヨさん (99)